

桑折町歴史観光交流センターデジタルサイネージ用

映像制作業務委託

仕様書

福島県桑折町

令和8年7月1日

1 業務名

桑折町歴史観光交流センターデジタルサイネージ用映像制作業務委託（以下、「本業務」という。）

2 目的

桑折町（以下「本町」という。）では、令和9年4月に開館する桑折町歴史観光交流センターに設置する大型デジタルサイネージをはじめ、様々な媒体において、本町の歴史・文化の魅力を発信する高画質な映像コンテンツを制作し、来館者の満足度向上及び本町のイメージアップを図ることを目的とする。

3 履行（納入）場所

桑折町役場

住所：福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地 7

4 業務内容

受注者は、発注者と協議のうえ、本町の歴史・文化の魅力を伝えるための映像制作の企画、及び撮影・編集を含めた制作業務を実施すること。

なお、実施に係る経費（撮影及び機材費、ナレーション料、音楽使用料その他本業務に必要な経費を含む。）は、全て受注者の負担とする。

(1) 実施体制の構築

契約期間内で事業運営に支障が出ないように、円滑な事業運営を行うことができる体制を整えること。

映像制作及び広報・マーケティングについての専門的な知識・技能・経験を有する人材を含めた人員体制を構築し、本町担当者から事前に合意を得ること。

(2) 実施計画の作成

契約締結後、速やかに全体スケジュールを作成し、本町の合意を得ること。

動画制作の方向性のすり合わせを行うため、契約後及び撮影・編集の各段階で、計3回以上、発注者に対して映像や絵コンテ等を提示し、確認を求めること。

(3) 進行管理

受注者は常に本町と連絡を密にし、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図ること。

業務監督者及び業務担当者を配置し、業務監督者は業務全般を統括・管理すること。

本町との定期的な打合せを実施し、業務の進捗状況を報告すること。

(4) 制作内容

ア 制作の基本方針

本業務は、本町が有する豊かな歴史的価値を広く発信し、町の魅力認知及び誘客促進を図る映像を制作するものである。

本仕様書では、詳細な構成及び演出の指定は行わない。受注者（提案者）が有する専門的知見、映像表現の技術及び自由な発想を活かした、柔軟かつ創造的な企画提案を求める。

イ テーマ及び対象とする歴史資源

・ テーマ

「桑折町の歴史的価値が伝わる映像」とする。

・ 対象とする歴史資源

旧伊達郡役所、桑折西山城跡、半田銀山、桑折宿 等の本町の歴史資源を対象とする。

なお、旧伊達郡役所、桑折西山城跡及び半田銀山については、本町を代表する歴史資源として、いずれも映像に含めることを基本とする。これら以外の歴史的施設・文化資源を題材に加えることを妨げない。

・ 構成のアプローチ（自由提案）

映像の構成手法は提案者の自由とする。上記の歴史資源を個別に紹介する構成（オムニバス形式等）や、町全体の歴史の変遷を一つのストーリーとして描く構成など、設定したターゲット層に対して最も魅力が伝わる効果的なアプローチを提案すること。

ウ 制作する映像の種類及び尺

用途に応じ、次の2種類の映像を制作すること。

なお、各映像の尺の指定は行わない。ターゲット層の視聴傾向や想定される活用媒体（YouTube、TikTok、Instagram、イベント上映等）を考慮し、最も視聴効果が高いと考えられる最適な尺を企画案の中で提案すること。

- ・ロングバージョン（本編映像）：1本以上（複数本の提案も可とする。）

本町の歴史的な魅力や奥深さを十分に伝えるための映像。

- ・ショート動画（PR・SNS拡散用映像）：1本以上（複数本の提案も可とする。）

直感的に魅力を伝え、本編（ロングバージョン）への誘導や、SNS等での拡散・波及効果を狙うための短編映像。

エ 映像仕様

- ・解像度：4K（3,840×2,160）以上
- ・画面比率：16：9
- ・ファイル形式：MP4形式を基本とする

オ 制作に係る業務全般

- ・企画及び実施、管理運営
- ・映像作品コンテの作成
- ・映像作品の編集・収録
- ・映像放映に係る許諾関係の手続き（著作権所有者との交渉等）

- ・その他、当該業務を完遂するうえで必要な手続き等

カ 映像内容に関する要件

- ・桑折町の魅力を効果的に伝え、来訪意欲の向上や郷土への関心を高めることに資する映像とすること。
- ・BGM または音楽を挿入すること。
- ・内容を補足するテロップを効果的に挿入すること。
- ・字幕は、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語を挿入すること。なお、中国語については、中国大陸圏向けの簡体字及び台湾・香港圏向けの繁体字の双方を用意すること。字幕の翻訳は、各言語のネイティブによる確認（ネイティブチェック）を経たものとする。
- ・制作した映像は、桑折町歴史観光交流センターに設置するデジタルサイネージでの再生を主たる用途とするほか、桑折町公式 YouTube での配信、イベントでの上映、その他ターゲットに応じて受注者が提案する Web 媒体等において活用するものとする。
- ・トラブルに対する迅速な対処を事前に計画すること。

(5) イラスト制作

撮影データや写真素材以外にも、必要に応じて、魅力を伝えるための高精度なイラストを制作・利用すること。

当該イラストを制作できる知見・経験が豊富なイラストレーターを迅速に確保できる体制を有すること。

5 納品物

- (1) 映像データ（MP4 形式）
- (2) ナレーション・BGM 等を含まない映像データ（二次利用のため）
- (3) 制作した映像のプロジェクトファイル一式
- (4) 字幕データ（各言語）※必要に応じ

上記をまとめた記録メディア 正本用・保存用として2つ

6 履行期限

令和9年2月26日まで

7 知的財産等

(1) 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受注者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、本町が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て本町に帰属するものとする。

(2) 本件に係り発生した権利について、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

(4) 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続を行うものとする。この場合は、事前に本町へ報告し、承認を得るものとする。

(5) 本件に係り第三者から権利利益（著作権、商標権等の知的財産権を含み、著作権については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むが、これらに限られない。）を侵害したこと等の通知を受けた場合は、速やかに本町に報告し、本町の指示に従い対応すること。

(6) 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、受注者の責任・負担において一切を処理するものとする。この場合、本町が当該紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(7) 本町は、受注者の責に帰する事由により損害を受けたときは、受注者に対

し損害の賠償を請求することができ、受注者はその損害を賠償すること。

8 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない（本業務終了後も同様とする。）。
- (2) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、本町の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

9 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は本町が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、第三者の商号又は名称その他必要な事項を本町に通知し、あらかじめ本町の承諾を得なければならない。

10 検査及び業務の完了

- (1) 受注者は、業務を完了したときは遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本町の検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、検査の承認をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格な点が発見された場合は、受注者は速やかにこれを修正しなければならない。

11 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない

事項については、本町と受注者の協議により決定するものとする。